

令和 6 年

# 南部町議会第3回臨時会会議録

令和 6 年 1 1 月 1 日

山 梨 県 南 部 町 議 会

# 令和6年南部町議会第3回臨時会

令和6年11月1日(金)

午前10時00分 開会・開議

於 議 場

## 議事日程

### 1 臨時議長紹介

### 2 開会・開議

### 3 日程報告

#### (第1号)

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

#### (第2号)

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 副議長の選挙

日程第5 常任委員会委員の選任

日程第6 議会運営委員会委員の選任

日程第7 峡南広域行政組合議会議員の選挙

日程第8 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第9 峡南衛生組合議会議員の選挙

日程第10 山梨西部広域環境組合議会議員の選挙

日程第11 提出議案の報告

日程第12 報告第6号 専決処分した事件の承認について

令和6年度南部町一般会計補正予算(第4号)

日程第13 議案第64号 監査委員の選任について

日程第14 議員派遣の件について

日程第15 委員会の閉会中の継続調査について

4. 出席議員は次のとおりである。（10名）

|     |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|
| 1 番 | 芦澤潤一郎   | 2 番  | 望月 憲之   |
| 3 番 | 望月小五郎   | 4 番  | 塩 津 悟   |
| 5 番 | 高 橋 茂 広 | 6 番  | 小 泉 昇 一 |
| 7 番 | 望 月 光 彦 | 8 番  | 仲 亀 佳 定 |
| 9 番 | 若 林 良 一 | 10 番 | 木 内 秀 樹 |

5. 欠席議員（0名）

6. 会議録署名議員

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 芦澤潤一郎 | 2 番 | 望月 憲之 |
|-----|-------|-----|-------|

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

|                        |      |                |         |
|------------------------|------|----------------|---------|
| 町 長                    | 佐野和広 | 教 育 長          | 市川 隆    |
| 代表監査委員                 | 田中清一 | 秘書政策監          | 滝 基成    |
| 総 務 課 長                | 遠藤一明 | 企画課長<br>DX推進課長 | 杉山一陽    |
| 財 政 課 長                | 渡辺雄治 | 税 務 課 長        | 仲 亀 哲 也 |
| 交通防災課長                 | 金井 貴 | 子育て支援課長        | 望月裕司    |
| 福祉保健課長                 | 近藤利也 | 住 民 課 長        | 渡辺幸博    |
| 産業振興課長（併）<br>農業委員会事務局長 | 佐野郁夫 | 建 設 課 長        | 尾崎龍次    |
| 水道環境課長                 | 岡村 忠 | デイサービスセンター所長   | 若林安彦    |
| 健康管理センター所長             | 大倉直也 | 学校教育課長         | 若林将基    |
| 生涯学習課長<br>（兼）公民館長      | 遠藤 賢 |                |         |

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議 会 事 務 局 長 渡辺正樹

開会 午前10時00分

○事務局長（渡辺正樹君）

皆様おはようございます。

改選後の初議会 開会にあたり、相互に挨拶を行いたいと思います。

皆様ご起立ください。

（相互に礼）

ご着席ください。

事務局長から申し上げます。

本日の臨時議会は、一般選挙後、初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、仲亀佳定議員が年長議員となりますので、ご紹介いたします。

仲亀佳定議員、議長席にお着き願います。

---

○臨時議長（仲亀佳定君）

ただ今、紹介されました、仲亀佳定でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞ宜しくお願いいたします。

なお、本日の臨時議会は、初議会ということで、記録用の写真撮影を許可いたしましたのでご承知願います。

ただ今から、令和6年南部町議会第3回臨時会を開会いたします。

ただ今の出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、令和6年南部町議会第3回臨時会は、成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

○臨時議長（仲亀佳定君）

議事日程第1号 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、臨時議長において、ただ今、ご着席の議席を指定いたします。

---

○臨時議長（仲亀佳定君）

日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

議長選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、議長選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は、臨時議長において、指名することに決定いたしました。

議長に、１０番 木内秀樹議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、臨時議長が指名いたしました１０番 木内秀樹議員を、議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました１０番 木内秀樹議員が議長に当選されました。

#### ○臨時議長（仲亀佳定君）

ただいま当選されました、木内秀樹議員が議長におられますので、本席から、会議規則第３条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、木内秀樹議員より、議長当選の承諾並びに就任の挨拶を受けることにいたします。

１０番 木内秀樹議員

#### ○１０番議員（木内秀樹君）

高いところから、まことに恐縮ではございますが、お許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

ただ今、議員各位の全会一致のご推挙によりまして、議長の要職をあずかることとなり、身の引き締まる思いであります。

これからも、議長の職務に当たりましては、絶えず公平性をもって、議会運営に努めてまいりますとともに、本町の今後のさらなる発展に向けて、全力を傾注して参る決意でございます。

議員各位には、これまでと変わらず、ご協力のほどお願い申し上げます。

さて、今、町を取り巻く環境は大変厳しく、少子高齢化に伴う人口減少に歯止めをかけるための定住促進対策や、福祉対策、防災対策など、課題が山積しておりますが、これらの解決策としては、住民とより多く接する機会を増やし、意見や要望を如何に議会として取り上げるかが重要であり、必要不可欠であると考えます。

そのためにも、新たにスタートした議会議員１０名が一丸となって、町民の負託にこたえられるよう、頑張って参る所存でございます。

町長をはじめ、執行部の皆様方におかれまして、これまでと変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

#### ○臨時議長（仲亀佳定君）

新しい議長が誕生いたしました。

以上で、私の職務は全て終了いたしました。

改選後、初の議会冒頭における臨時議長の重責を無事遂行できましたことは、ひとえに議員各位のご協力の賜と感謝申し上げます。

一言お礼を申し上げまして、議長の席を交代いたします。

誠にありがとうございました。

木内秀樹議長、議長席にお着き願います。

○議長（木内秀樹君）

ただいまから、議会運営に当たらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

---

○議長（木内秀樹君）

それでは、令和6年南部町議会第3回臨時会議事日程第2号に入ります。

日程第1 議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

---

○議長（木内秀樹君）

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

1番 芦澤潤一郎 議員 及び

2番 望月 憲之 議員 の両名を指名いたします。

---

○議長（木内秀樹君）

日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

---

○議長（木内秀樹君）

日程第4 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、9番 若林良一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名いたしました9番 若林良一議員を、副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9番 若林良一議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました若林良一議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、若林良一議員より、副議長当選の承諾並びに就任の挨拶を受けることにいたします。

9番 若林良一議員

○9番議員(若林良一君)

お許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

ただ今行われました、副議長選挙におきまして、議員各位の全会一致のご推挙により、私がその栄を賜ることとなりました。

このことに対しまして、まずもって厚く御礼申し上げます。

ご指名をいただきましたからには、浅学非才を顧みず、議長と共に、議会の円滑な運営に、誠心誠意努力して参る所存でございます。

議員の皆様におかれましても、なお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

はなはだ、簡単ではございますが、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。

今後ともよろしく、お願い申し上げます。

---

○議長(木内秀樹君)

日程第5 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長において指名いたしますが、これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、常任委員の選任については、議長において指名することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議長にあつては、委員会条例第8条第1項、ただし書きの規定により、常任委員会委員とならないことといたしますが、これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、議長は常任委員会委員と、ならないことに決定いたしました。

なお、地方自治法第105条の規定により、必要に応じ各委員会に出席する事といたします。

それでは、まず、総務建設常任委員会委員に

|              |              |
|--------------|--------------|
| 1 番 芦澤潤一郎 議員 | 2 番 望月 憲之 議員 |
| 8 番 仲亀 佳定 議員 | 9 番 若林 良一 議員 |

以上の4名を、指名いたします。

次に、文教厚生常任委員会委員に

|              |              |
|--------------|--------------|
| 3 番 望月小五郎 議員 | 4 番 塩津 悟 議員  |
| 5 番 高橋 茂広 議員 | 6 番 小泉 昇一 議員 |
| 7 番 望月 光彦 議員 |              |

以上の5名を、指名いたします。

次に、広報広聴常任委員会委員に

|              |              |
|--------------|--------------|
| 1 番 芦澤潤一郎 議員 | 2 番 望月 憲之 議員 |
| 3 番 望月小五郎 議員 | 4 番 塩津 悟 議員  |
| 5 番 高橋 茂広 議員 | 6 番 小泉 昇一 議員 |
| 7 番 望月 光彦 議員 | 8 番 仲亀 佳定 議員 |
| 9 番 若林 良一 議員 |              |

以上の9名を、指名いたします。

議長指名のとおり、各常任委員会委員に、選任することに決定いたしました。

それでは、委員会条例第9条第2項の規定により、各常任委員会は、ただちに会議を開いて、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

---

再開 午前10時17分

○議長（木内秀樹君）

会議を再開いたします。

各常任委員会より報告がありましたので、常任委員長及び副委員長の互選の結果を報告いたします。

総務建設常任委員会委員長に1番 芦澤潤一郎議員

副委員長に8番 仲亀佳定議員

文教厚生常任委員会委員長に3番 望月小五郎議員

副委員長に4番 塩津悟議員

広報広聴常任委員会委員長に2番 望月憲之議員

副委員長に6番 小泉 昇一議員

以上のとおり、互選の結果を報告いたします。

各常任委員会の円滑なる運営につきまして、よろしく願いいたします。

---

○議長（木内秀樹君）

日程第6 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長において

指名いたしますが、これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任については、議長において指名することに決定いたしました。

議会運営委員会委員に

1 番 芦澤潤一郎 議員

2 番 望月 憲之 議員

3 番 望月小五郎 議員

7 番 望月 光彦 議員

9 番 若林 良一 議員

以上の5名を、指名いたします。

議長指名のとおり、議会運営委員会委員に、選任することに決定いたしました。

それでは、委員会条例第9条第2項の規定により、議会運営委員会は、ただちに会議を開いて、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

---

再開 午前10時19分

○議長（木内秀樹君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議会運営委員会より報告がありましたので、委員長及び副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長に7番 望月光彦議員

副委員長に9番 若林良一議員

以上のとおり、互選の結果を報告いたします。

---

○議長（木内秀樹君）

日程第7 峡南広域行政組合議会議員の選挙を行います。

峡南広域行政組合同規約第5条の規定により、2名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

峡南広域行政組合議会議員選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、峡南広域行政組合議会議員選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において、指名することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は、議長において、  
指名することに決定いたしました。

峡南広域行政組合議会議員に

3番 望月小五郎議員、5番 高橋茂広議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名いたしました2名を、峡南広域行政組合議会議員の当選人と定めること  
に、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名いたしました2名が、峡南広域行政組合議会議員に当選されました。

当選されました、

3番 望月小五郎議員、5番 高橋茂広議員が、議場におられますので、本席から、会議規則  
第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

---

○議長(木内秀樹君)

日程第8 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

山梨県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、1名を選挙することになっておりま  
す。

お諮りいたします。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第  
2項の規定により、指名推選といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の方法は、指名推選とすることに決定い  
たしました。

重ねてお諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において、指名することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は、議長において、指名することに決定いたしました。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員に、

2番 望月憲之議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名いたしました方を、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定  
めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名いたしました2番 望月憲之議員が、山梨県後期高齢者医療広域連合議会

議員に当選されました。

ただいま、当選されました、2番 望月憲之議員が、議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

---

○議長（木内秀樹君）

日程第9 峡南衛生組合議会議員の選挙を行います。

峡南衛生組合同規約第5条の規定により、2名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

峡南衛生組合同議会議員選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思ひます。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、峡南衛生組合同議会議員選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において、指名することにいたしたいと思ひます。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は、議長において、

指名することに決定いたしました。

峡南衛生組合同議会議員に、

4番 塩津悟議員、7番 望月光彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名いたしました方を、峡南衛生組合同議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名いたしました4番 塩津悟議員、7番 望月光彦議員が、峡南衛生組合同議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました、4番 塩津悟議員、7番 望月光彦議員が、議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

---

○議長（木内秀樹君）

日程第10 山梨西部広域環境組合同議会議員の選挙を行います。

山梨西部広域環境組合同規約第5条の規定により、1名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

山梨西部広域環境組合同議会議員選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思ひます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、山梨西部広域環境組合議会議員選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において、指名することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は、議長において、指名することに決定いたしました。

山梨西部広域環境組合議会議員に、8番 仲亀佳定議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名いたしました方を、山梨西部広域環境組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名いたしました8番 仲亀佳定議員が、山梨西部広域環境組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました、8番 仲亀佳定議員が、議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は、10時45分頃を予定しております。

なお、この間に議会運営委員会を開催しますので、議会運営委員の方は、第1委員会室に移動願います。

休憩 午前10時25分

---

再開 午前10時45分

○議長(木内秀樹君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第11 提出議題の報告ですが、お手元に配布してありますので、提出議題の朗読は省略させていただきます。

---

○議長(木内秀樹君)

日程第12 報告第6号 専決処分した事件の承認について

令和6年度 南部町一般会計補正予算 第4号

町長に提案理由の説明を求めます。

佐野和広 町長

○町長(佐野和広君)

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。報告第6号は専決処分した事件の承認について、令和6年度南部町一般会計補正予算第4号であります。衆議院の解散により、選挙費を

専決処分したものであります。歳入歳出それぞれ、1, 035万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を56億4, 223万5千円とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（木内秀樹君）

町長の提案理由の説明が終わりました。次に担当課長の補足説明を求めます。

渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺雄治君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

次に質疑・討論・採決を行います。

まず、質疑を行います。

議案集3ページをお開きください。

日程第12 報告第6号 専決処分した事件の承認について、令和6年度南部町一般会計補正予算第4号、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で日程第12 報告第6号についての質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

これで、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。日程第12 報告第6号専決処分した事件の承認について、令和6年度南部町一般会計補正予算第4号は、原案のとおり承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第12 報告第6号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

○議長（木内秀樹君）

日程第13 議案第64号 監査委員の選任についてを議題といたします。

小泉昇一議員が、議場におられますので、地方自治法第117条の規定により、6番 小泉昇一議員の、除斥を求めます。

（ 除 斥 ）

○議長（木内秀樹君）

それでは、町長に提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。議案集5ページをお開きください。議案第

64号 監査委員の選任についてであります。本案は地方自治法196条第1項の規定により、南部町成島3394番地 小泉昇一議員を監査委員に選任されたく、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議を賜り、ご議決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（木内秀樹君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

この案件は、人事案件でありますので、質疑・討論を省略して、ただちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して、直ちに採決に入ることに決定いたしました。

○議長（木内秀樹君）

日程第13、議案第64号 監査委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第13、議案第64号については、原案のとおり、同意することに決定しました。

それでは、小泉昇一議員は、入場して席にお戻りください。

（入場）

---

○議長（木内秀樹君）

日程第14 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付してあります資料のとおり、議員を派遣することに決定しました。

---

○議長（木内秀樹君）

日程第15 閉会中の継続調査についてであります。議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長、広報広聴常任委員会委員長から、閉会中の各委員会の開催について申し出がありました。

会議規則第75条の規定に基づき、令和6年第4回定例会の会期の決定 及び、所管事務 研究・調査について、お手元に申出書の写しが配布されております。

お諮りいたします。

各委員長から申出書のとおり、各委員会の所管事務等について、議会閉会中に委員会を開催することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、委員会の所管事務等についての、議会閉会中の委員会開催については、決定されました。

以上で、本臨時会に付議されました案件は全て議了いたしました。

ただいま、町長から、議員一般選挙後の初議会にあたり、あいさつしたい旨の申し出がありましたので、これを受けることといたします。

佐野和広町長。

○町長 (佐野和広君)

議員の皆さまには、この度の任期満了に伴う町議会議員一般選挙において、大変な激戦を勝ち抜かれ、見事、当選の栄に浴されました。まずもって、衷心より御祝申し上げます。本日の初議会におきましては、正副議長をはじめとする各委員会などの議会構成も決まり、いよいよ新体制がスタートいたしました。

さて、今後の南部町におきましても、限りある財源の中で少子高齢化や、人口減少対策、農林業の再生など、町が抱える諸課題に対して、真正面から取り組み、安定的かつ持続可能な行財政運営を実現していかなければなりません。そのためには、現在策定中の第3次南部町総合計画・総合戦略及び南部町行政改革大綱に基づきながら、施策を着実に進めて参ります。改めて申すまでもないことですが、議会と首長は二元代表制の関係にあります。共に町民から選挙で選ばれ、信託を受けて活動する機関であります。これまで以上に、与えられた職務権限を尊重しあい、それぞれの役割を最大限に発揮しながら、公平公正な行政運営を図り、住みよい町づくりのために、互いの使命を果たすことが、肝要であると思っております。

皆様には、任期の限り、ご壮健で、ご活躍くださいますよう、お願い申し上げまして、あいさついたします。

○議長 (木内秀樹君)

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和6年南部町議会第3回臨時会を、閉会といたします。  
大変、ご苦労様でした。議員の皆さまは、控室にご集合ください。

---

閉会 午前10時59分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和6年11月1日

南部町議会議長

木 内 秀 樹

臨 時 議 長

仲 亀 佳 定

会議録署名議員

芦 澤 潤 一 郎

会議録署名議員

望 月 憲 之

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長

渡 辺 正 樹